

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府において平成二十一年十月二十日の閣議決定に基づきその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止、旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止の停止等について定めるものとする。 (第一条関係)

第二 日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等

一 政府は、郵政民営化法第七条第一項本文及び日本郵政株式会社法附則第三条の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。 (第二条関係)

二 日本郵政株式会社は、郵政民営化法第七条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。 (第三条関係)

三 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法附則第二条第一項の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止をしてはならないものとする。こと。（第四条関係）

四 その他所要の読替規定を置くこと。（第五条及び第六条関係）

第三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。（附則関係）